

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」ユニット
- ・開設年月日 平成26年4月1日
- ・所在地 広島県尾道市御調町高尾1348番地6
- ・電話番号 0848-76-0373
- ・FAX番号 0848-76-3018
- ・所長 藤井 真澄
- ・介護保険事業所番号 3454180021号

(2) 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」ユニットの目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」ユニットの運営方針]

- ① 地域包括ケアシステムの一翼を担う。
 - ・施設ケアと在宅ケアをつなぐ要の役割を果たす
- ② 介護老人保健施設の4つの機能を遵守する。
 - ・総合的ケアサービス施設（リハビリ・看護と介護・相談援助等の提供）
 - ・家庭復帰施設（リハビリ・介護指導の提供、サービス調整）
 - ・在宅ケア支援施設（通所リハビリ・短期入所療養介護の提供、ケアハウス併設）
 - ・地域に開かれた施設（ボランティア受入れ、家族会の実施、介護予防教室・認知症カフェへの協力）

(3) 施設の職員体制

職 種	員 数	業務内容
・医 師	5人	医療管理
・薬剤師	2人	薬剤管理
・看護職員	4人以上	看護業務
・介護職員	16人以上	介護業務
・支援相談員	1人以上	相談業務
・理学療法士・作業療法士 ・言語聴覚士	10人以上	リハビリテーション
・管理栄養士	2人	栄養管理
・歯科衛生士	2人	口腔衛生管理
・介護支援専門員	4人	介護サービス計画作成
・事務員	2人以上	事務処理
・その他		

(4) 入所定員等

- ・定員50名
- ・療養室（ユニット棟） 50床（ひかり1 10床 ひかり2 10床
ひかり3 10床 くつろぎ1 10床 くつろぎ2 10床）
- ・全てユニット型個室 50室

2 短期入所療養介護サービス

短期入所療養介護は、要介護者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護サービス計画に基づいて、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものです。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

① 短期入所療養介護計画の立案

② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 7時30分～

昼食 12時00分～

夕食 18時00分～

（場所と時間については、入所利用者個々の要望や、外出などの生活リズム、健康状態等により、柔軟に対応いたします。）

③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護（退所時の支援も行います。）

⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

⑦ 送迎サービス（短期入所療養介護サービスにおける通常の送迎の実施地域は、尾道市御調町・木ノ庄町・美ノ郷町、世羅町宇津戸、府中市三郎丸町・河南町・篠根町・父石町・僧殿町及び三原市八幡町の各地域です。）

⑧ 相談援助サービス（通常の利用相談だけでなく、緊急利用の場合も極力相談に応じます。また、要介護認定を受けておられない方、変更申請が必要な方の場合にも、介護支援専門員や市町村と連携いたします。）

⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑩ その他

3 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

4 利用料その他の費用の額

介護老人保健施設の利用者の自己負担は、次の2種類があります。

① 介護保険（及び介護予防）給付の1割、2割、3割（市町の交付する「介護保険負担割合証」に記載）

② 保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も各施設ごとの設定となっております。当施設の具体的な利用者負担額につきましては、重要事項2-1①、2-2①をご参照下さい。

5 支払い方法

- ・毎月20日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、振込、JA尾道市口座引落とし等の方法があります。利用契約時にお選びください。

6 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。(別紙「公立みつぎ総合病院保健福祉総合施設救急対応マニュアル」参照)

・協力医療機関

- ・名称 公立みつぎ総合病院
- ・住所 広島県尾道市御調町市124番地

・協力歯科医療機関

- ・名称 公立みつぎ総合病院
- ・住所 広島県尾道市御調町市124番地

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

7 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

8 第三者評価の実施状況

第三者評価は受審していません。

9 衛生管理等

職員等に対して流水による手洗いの励行を徹底させるとともに、施設内各所に水道又は速乾式手洗い液等の消毒液を設置し衛生的な管理に努め、予防接種を実施するなど感染症が発生、まん延しないよう必要な措置を講じています。

10 身体的拘束等

利用者に対し身体的拘束等は原則行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、所長が判断し理由を診療録に記載し、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

11 施設利用のリスクについて

当施設では利用者が快適に入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や心理症状、また集団生活によるさまざまな危険が伴うことを十分ご理解ください。

12 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会時間は、8時から20時30分とします。
- ・消灯時間は、21時とします。
- ・飲酒・喫煙は他の利用者への危険や迷惑にならない範囲で可能ですが、健康的な療養生活のためできるだけ控えていただきますようお願いいたします。
- ・電気製品の使用にあたっては、当施設の許可が必要です。
- ・金銭・貴重品の管理は、原則として利用者またはご家族で行っていただきます。

- ・外出は、所長の許可が必要です。外出時の受診は、必ず当施設の医師の紹介を必要とし、緊急時の場合にも必ず医師に連絡してください。
- ・ペットの持ち込みは、禁止します。
- ・施設内における利用者の、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、その他ほかの利用者への迷惑行為は、禁止します。

12 その他

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください（電話：0848-76-0373）。

要望や苦情などは、支援相談員または看護師長（介護支援専門員）にお寄せいただければ、速やかに対応いたします（事務室、サービスステーション）。また、備えつけられた「ご意見箱」をご利用下さい。

改定 令和6年4月1日

公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」ユニット

短期入所療養介護の利用料について

- 1 保険給付の自己負担額（介護保険適用金額、表記の金額は1割負担者の金額です。2割負担者は2倍、3割負担者は3倍の金額となります。）

1) 短期入所療養介護費

【ユニット型個室】

・要介護1	1日につき	836円
・要介護2		883円
・要介護3		948円
・要介護4		1,003円
・要介護5		1,056円

2) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費

(難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者の日帰りショートステイ)

・3時間以上4時間未満	664円
・4時間以上6時間未満	927円
・6時間以上8時間未満	1,296円

※ 上記のサービス費に、以下の金額が加算されます。

- ①サービス提供体制強化加算 (I) 1日につき 22円
(介護職員のうち介護福祉士が8割以上又は勤続10年以上の介護福祉士35%)
- ②夜勤職員配置加算 1日につき 24円
(夜勤体制で利用者20人に1人以上の看護・介護職員)
- ③送迎加算 片道につき 184円
(入退所の際、送迎を行った場合)
- ④療養食加算 1回につき 8円
(療養食を提供した場合)
- ⑤緊急短期入所受入対応加算 1日につき 90円
(緊急に短期入所の利用をした場合・14日を上限)
- ⑥個別リハビリテーション加算 1日につき 240円
(短期入所中の個別リハビリテーション)
- ⑦在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I) 1日につき 51円
(基本型のみ)
- ⑧総合医学管理加算 1日につき 275円
(治療管理を目的とした場合・10日を上限)
- ⑨認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日につき 200円
(認知症への対応のため緊急に短期入所利用した場合)
- ⑩若年性認知症利用者受入加算 1日につき 120円
(若年性認知症利用者の場合)
- 1日につき 60円
(特定短期入所を利用した場合)

- ⑪ 重度療養管理加算
1日につき 120円
(要介護4・5で医療的対応が必要な場合)
1日につき 60円
(特定短期入所を利用した場合)
- ⑫ 口腔連携強化加算
1回につき 50円
(歯科医療機関及び介護支援専門員へ情報提供・1月に1回)
- ⑬ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)
1月につき 10円
(生産性向上に資する安全対策や委員会)
- ⑭ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)
自己負担合計額×5.4%
(介護職員等の処遇改善の措置を講じている)

- ※ 利用者の容体の急変等、緊急時に所定の対応を行った場合は、別途料金となります。
※ 短期入所療養介護の場合、原爆被爆者の方は、ここまでの自己負担は免除となります。

改定 令和6年6月1日

公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」ユニット
短期入所療養介護の料金表

1 食費

1日につき 1,710円

(朝食 406円 昼食 685円 夕食 619円)

入所日、退所日はお取りいただいた食事分のみ請求します。

(生活保護受給者と住民税非課税世帯で、市町村の証明書を持参された方には300円あるいは600円・1,000円・1,300円に減額できる制度があります。)

2 滞在費

【ユニット型個室】 1日につき 2,066円

(生活保護受給者と住民税非課税世帯で、市町村の証明書を持参された方には880円あるいは1,370円に減額できる制度があります。)

※ 外泊・入院時も部屋を確保している場合は滞在費をいただきます。

3 日用品費 1日につき 124円

利用者の希望により施設で用意しているものを使われる場合

	単 価	数量(枚・箱)	日 数(日)	月 額(円)
タオル	31	1	30	930
バスタオル	62	1	9	558
おしぼり	21	3	30	1890
シャンプー・リンス	---	---	---	110
ソープ	---	---	---	130
ティッシュ	---	---	---	120

※ 月額 3,738円 日額 124円

4 教養娯楽費 1日につき 154円

利用者の希望により施設で用意しているものを使われる場合

レクリエーション	単 価	回 数	月 額(円)
音 楽	103	4	412
料 理	206	2	412
書 道	206	4	824
園 芸	103	4	412
クラフト	411	4	1644
茶 道	51	2	102
絵手紙	206	4	824

※ 月額 4,630円 日額 154円

5 特別室料(税込) 1日につき ユニット型個室 1,100円

(なお、外泊時にも室料をいただくこととなります)

6 洗濯代 1枚につき 103円

私物の洗濯を施設で行った場合(高級な衣料品の洗濯には対応できませんのでご注意ください)

7 電気代(税込) 1日 43円あるいは87円

電気製品をお使いの場合

8 インフルエンザ予防接種 実費（税込）

9 その他費用 実費（税込）

利用者の希望により実施する行事に要する費用、各証明書や文書料

※ その他、利用者の希望により提供するものについては、別途料金（実費）となります。

改定 令和6年8月1日

公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」ユニット
介護予防短期入所のご案内（重要事項説明書）

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」ユニット
- ・開設年月日 平成26年4月1日
- ・所在地 広島県尾道市御調町高尾1348番地6
- ・電話番号 0848-76-0373
- ・FAX番号 0848-76-3018
- ・所長 藤井 真澄
- ・介護保険事業所番号 3454180021号

(2) 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」ユニットの目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションなどのサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」ユニットの運営方針]

- ① 地域包括ケアシステムの一翼を担う。
 - ・施設ケアと在宅ケアをつなぐ要の役割を果たす
- ② 介護老人保健施設の4つの機能を遵守する。
 - ・包括的ケアサービス施設（リハビリ・看護と介護・相談援助等の提供）
 - ・在宅復帰施設（リハビリ・介護指導の提供、サービス調整）
 - ・在宅生活支援施設（通所リハビリ・短期入所療養介護の提供、ケアハウス併設）
 - ・地域に根ざした施設（ボランティア受入れ、家族会の実施、介護予防教室・認知症カフェへの協力）

(3) 施設の職員体制

職 種	員 数	業務内容
・医 師	5人	医療管理
・薬剤師	2人	薬剤管理
・看護職員	4人以上	看護業務
・介護職員	16人以上	介護業務
・支援相談員	1人以上	相談業務
・理学療法士・作業療法士 ・言語聴覚士	10人以上	リハビリテーション
栄養管理	2人	
・歯科衛生士	2人	口腔衛生管理
・介護支援専門員	4人	介護サービス計画作成
・事務員	2人以上	事務処理
・その他		

- (4) 入所定員等
- ・定員50名
 - ・療養室(ユニット棟) 50床(ひかり1 10床 ひかり2 10床
ひかり3 10床 くつろぎ1 10床 くつろぎ2 10床)
 - 全てユニット型個室 50室

2 介護予防短期入所療養介護サービス

介護予防短期入所療養介護は、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された介護予防サービス支援計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

① 介護予防短期入所療養介護計画の立案

② 食事 場所 食堂あるいはリビングルーム

時間	朝食	7時30分～
	昼食	12時00分～
	夕食	18時00分～

(場所と時間については、入所利用者個々の要望や、外出・通院などの生活リズム、健康状態等により、柔軟に対応いたします。)

- ### ③ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ### ④ 医学的管理・看護
- ### ⑤ 介護(退所時の支援も行います。)
- ### ⑥ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- ### ⑦ 送迎サービス(介護予防短期入所療養介護サービスにおける通常の送迎の実施地域は、尾道市御調町・木ノ庄町・美ノ郷町、世羅町宇津戸、府中市三郎丸町・河南町・篠根町・父石町・僧殿町及び三原市八幡町の各地域です。)
- ### ⑧ 相談援助サービス
- ### ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ### ⑩ その他

3 介護保険証の確認

ご利用のお申込みにあたり、利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

4 利用料その他の費用の額

介護老人保健施設の利用者の自己負担は、次の2種類があります。

- ### ① 介護保険(及び介護予防)給付の1割、2割、3割(市町の交付する「介護保険負担割合証」に記載)
- ### ② 保険給付対象外の費用(居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等)

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域(地域加算)や配置している職員の数、また、認知症専門の施設(認知症ケア加算)で異なる

りますし、利用料も各施設ごとの設定となっております。当施設の具体的な利用者負担額につきましては、重要事項2-1②、2-2②をご参照下さい。

5 支払い方法

- ・毎月20日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、振込、JA尾道市口座引落とし等の方法があります。利用契約時にお選びください。

6 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。(別紙「公立みつぎ総合病院保健福祉総合施設救急対応マニュアル」参照)

・協力医療機関

- ・名称 公立みつぎ総合病院
- ・住所 広島県尾道市御調町市124番地

・協力歯科医療機関

- ・名称 公立みつぎ総合病院
- ・住所 広島県尾道市御調町市124番地

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

7 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

8 第三者評価の実施状況

第三者評価は受審していません。

9 衛生管理等

職員等に対して流水による手洗いの励行を徹底させるとともに、施設内各所に水道又は速乾式手洗い液等の消毒液を設置し衛生的な管理に努め、予防接種を実施するなど感染症が発生、まん延しないよう必要な措置を講じています。

10 身体的拘束等

利用者に対し身体的拘束等は原則行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、所長が判断し理由を診療録に記載し、身体的拘束等の他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

11 施設利用のリスクについて

当施設では利用者が快適に入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や心理症状、また集団生活によるさまざまな危険が伴うことを十分ご理解ください。

12 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会時間は、8時から20時30分とします。
- ・消灯時間は、21時とします。
- ・飲酒・喫煙は他の利用者への危険や迷惑にならない範囲で可能ですが、健康的な療養生活のためできるだけ控えていただきますようお願いします。
- ・電気製品の使用にあたっては、当施設の許可が必要です。
- ・金銭・貴重品の管理は、原則として利用者またはご家族で行っていただきます。
- ・外出は、所長の許可が必要です。外出時の受診は、必ず当施設の医師の紹介を必要とし、緊急時の場合にも必ず医師に連絡してください。
- ・ペットの持ち込みは、禁止します。
- ・施設内における利用者の、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、その他ほかの利用者への迷惑行為は、禁止します。

13 その他

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください（電話：0848-76-0373）。

要望や苦情などは、支援相談員または看護師長（介護支援専門員）にお寄せいただければ、速やかに対応いたします（事務室、サービスステーション）。また、備えつけられた「ご意見箱」をご利用下さい。

改定 令和6年4月1日

公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」ユニット
介護予防短期入所療養介護の利用料について

- 1 保険給付の自己負担額（介護保険適用金額、表記の金額は1割負担者の金額です。2割負担者は2倍、3割負担者は3倍の金額となります。）

1) 介護予防短期入所療養介護費

【ユニット型個室】

- | | | |
|-------|-------|------|
| ・要支援1 | 1日につき | 624円 |
| ・要支援2 | | 789円 |

※ 上記のサービス費に、以下の金額が加算されます。

- | | | | |
|----------------------|-------|----------------|---------------------------------------|
| ① サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | 1日につき | 22円 | （介護職員のうち介護福祉士が8割以上又は勤続10年以上の介護福祉士35%） |
| ② 夜勤職員配置加算 | 1日につき | 24円 | （夜勤体制で利用者20人に1人以上の介護・看護職員） |
| ③ 送迎加算 | 片道につき | 184円 | （入退所の際、送迎を行った場合） |
| ④ 療養食加算 | 1回につき | 8円 | （療養食を提供した場合） |
| ⑤ 個別リハビリテーション加算 | 1日につき | 240円 | （短期入所中の個別リハビリテーション） |
| ⑥ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ） | 1日につき | 51円 | （基本型のみ） |
| ⑦ 総合医学管理加算 | 1日につき | 275円 | （治療管理を目的とした場合・10日を上限） |
| ⑧ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 1日につき | 200円 | （認知症への対応のため緊急に短期入所利用した場合・7日を上限） |
| ⑨ 若年性認知症利用者受入加算 | 1日につき | 120円 | （若年性認知症利用者の場合） |
| ⑩ 口腔連携強化加算 | 1回につき | 50円 | （歯科医療機関及び介護支援専門員へ情報提供・1月に1回） |
| ⑪ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） | 1月につき | 10円 | （生産性向上に資する安全対策や委員会） |
| ⑫ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | | 自己負担合計額 × 5.4% | （介護職員等の処遇改善措置を講じている） |

※ 利用者の容体の急変等、緊急時に所定の対応を行った場合は、別途料金となります。

※ 短期入所療養介護の場合、原爆被爆者の方は、ここまでの自己負担は免除となります。

改定 令和6年6月1日

公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」ユニット
介護予防短期入所療養介護の料金表

1 食費

1日につき 1,710円

(朝食 406円 昼食 685円 夕食 619円)

入所日、退所日はお取りいただいた食事分のみ請求します。

(生活保護受給者と住民税非課税世帯で、市町村の証明証を持参された方には300円あるいは600円・1,000円・1,300円に減額できる制度があります。)

2 滞在費

【ユニット型個室】 1日につき 2,066円

(生活保護受給者と住民税非課税世帯で、市町村の証明書を持参された方には880円あるいは1,370円に減額できる制度があります。)

※ 外泊・入院時も部屋を確保している場合は滞在費をいただきます。

3 日常生活費 1日につき 124円

利用者の希望により施設で用意しているものを使われる場合

	単 価	数量 (枚・箱)	日 数 (日)	月 額 (円)
タオル	31	1	30	930
バスタオル	62	1	9	558
おしぼり	21	3	30	1890
シャンプー・リンス	---	---	---	110
ソープ	---	---	---	130
ティッシュ	---	---	---	120

※ 月額 3,738円 日額 124円

4 教養娯楽費 1日につき 154円

利用者の希望により施設で用意しているものを使われる場合

レクリエーション	単 価	回 数	月 額 (円)
音 楽	103	4	412
料 理	206	2	412
書 道	206	4	824
園 芸	103	4	412
クラフト	411	4	1644
茶 道	51	2	102
絵手紙	206	4	824

※ 月額 4,630円 日額 154円

5 特別室料 (税込) 1日につき ユニット型個室 1,100円

(なお、外泊時にも室料をいただくこととなります)

6 洗濯代 1枚につき 103円

私物の洗濯を施設で行った場合(高級な衣料品の洗濯には対応できませんのでご注意ください)

7 電気代 (税込) 1日 43円あるいは87円

電気製品をお使いの場合

8 インフルエンザ予防接種 実費 (税込)

9 その他費用 実費（税込）

利用者の希望により実施する行事に要する費用、各証明書や文書料

※ その他、利用者の希望により提供するものについては、別途料金（実費）となります。

改定 令和6年8月1日

苦情相談解決に向けて

－ 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」・「みつぎの苑」ユニット －

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日、厚生省令第40号）第34条の規定により、公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」・「みつぎの苑」ユニットが提供する介護サービスに対する苦情に適切に対処するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を置く。

- 1 苦情解決責任者 公立みつぎ総合病院保健福祉総合施設 施設長 佐々木 俊雄
公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」・「みつぎの苑」ユニット 所長 藤井 真澄
- 2 苦情受付担当者 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」・「みつぎの苑」ユニット 介護支援専門員 富岡 純子・菅原 真由美
常設窓口（連絡先） 電話 0848-76-0373
- 3 第三者委員 尾道市御調地区介護保険推進委員会介護保険推進員
（別紙）（尾道市御調保健福祉センター内 健康福祉係 電話 0848-76-2235）

苦情解決の方法

- 1 苦情の受付
面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付ける（苦情申出人が第三者委員に直接申し出ること可）。
- 2 苦情受付の報告・確認
苦情受付担当者が受付した苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合は除く）に報告する。
第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告があった旨を通知する。
- 3 苦情解決のための話し合い
苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に向けて苦情処理検討委員会で検討する。その際苦情申出人が、第三者委員の助言や立会いを求めることができる。

苦情処理検討委員（苦情解決責任者）佐々木施設長、藤井所長
（苦情受付担当者）富岡・菅原介護支援専門員

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次の内容である。

- ア 第三者委員による苦情内容の確認
- イ 第三者委員による解決案の調整・助言
- ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

4 市町村等の照会

- 尾道市北部地域包括支援センター 電話（0848）76-2495
- 入所者在住の市町の介護保険担当課（要介護認定に関する問い合わせも含む）
 - ・尾道市御調保健福祉センター内 健康福祉係 電話（0848）76-2235
 - ・尾道市福祉保健部高齢者福祉課 介護保険係 電話（0848）38-9440
 - 高齡者福祉係 電話（0848）38-9137
 - ・三原市保健福祉部高齢者福祉課 介護保険係 電話（0848）67-6240
 - ・府中市健康福祉部介護保険課 介護福祉係 電話（0847）40-0222
 - ・世羅町福祉課 高齢者地域包括支援係 電話（0847）25-0072（あるいは、入所者の在住市町村介護保険担当課）
- 広島県国民健康保険団体連合会（国保連） 電話（082）554-0783
- （要介護認定に関する不服審査窓口は） 広島県介護保険審査会
（広島県東部厚生環境事務所厚生課厚生推進係） 電話（0848）25-2011

改定 令和6年4月1日